#### 構造改革特別区域計画

# 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

東御市

# 2 構造改革特別区域の名称

とうみ Sun ライズ ワイン・リキュール特区

#### 3 構造改革特別区域の範囲

東御市の全域

#### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1)位置

東御市は、長野県の東部に位置し、東は小諸市、西は上田市、南は佐久市及び立科町に、北は、上信越高原国定公園の浅間連峰を構成する三方ヶ峰、湯の丸山、烏帽子岳を挟んで、群馬県嬬恋村に接している。

東西14.5km、南北16.5km、面積は112.3km°で、標高は470mから2,200mまでと標高差が大きく、多様な表情を見せる。市のほぼ中央を千曲川が東西に流れ、地勢は、千曲川右岸から浅間山系に向けて広がる南面傾斜地と、左岸に位置する標高600~850mの起伏に富んだ二つの台地、千曲川及びその支流である鹿曲川に沿った河岸段丘に大別される。

千曲川に沿うような形で、しなの鉄道、国道18号、上信越自動車道、主要地方道上田小諸線 (浅間サンライン)、千曲川左岸広域農道 (千曲ビューライン)の主要交通網が整備されている。中心市街地の北部にある上信越自動車道東部湯の丸ICは関越自動車道練馬ICから車でおよそ1時間30分の距離にあり、首都圏からのアクセスは容易である。

# (2) 気候

四季を通じて日照時間が長く、降水量が少ない準高原的な内陸性気候であり、特に年間降水量は 900mm 前後と、全国でもまれな寡雨地帯である。年間平均気温は 12 度前後である。昼夜の寒暖の差が大きく、このことが良質な農産物の生産に大きく寄与している。

## (3) 人口

国勢調査による人口は、昭和 45 年の 24,626 人から増加に転じ、平成 17 年では 31,271 人と 増加傾向にある。平成 20 年 4 月 1 日現在の人口及び世帯数は 32,005 人、11,406 世帯である。

# (4) 産業

平成17年国勢調査による就業人口は16,366人であり、産業別割合は、第1次産業15.1%、第2次産業32.0%、第3次産業52.9%である。農業産出額は、米、果樹、野菜、畜産を中心に42.1億円である。就農人口、産出額ともに減少傾向にあり、それに伴い耕地面積も減少してきている。

産業構造としては、農業から商工業・観光業へと比重が移行しつつある中、「活力を産業にむすぶまち」をスローガンに、魅力あふれる観光づくり、商工業の振興と起業支援、多面的な機能の発揮による農業振興を基本方針として、産業振興を図っている。

観光面では、市内の観光資源の再点検を行うとともに、東信濃の歴史や文化を担った郷土の偉人及び史料、史跡等を再考することで、潜在的観光資源の発掘と活用に努め、歴史と風土、文化の薫りのする観光地づくりを推進している。商工業においては、市の中心的な位置を占める商店街の魅力づくりを推進するため、街路事業による環境整備、市民と商店との協働による賑わいづくりに取組んでいるほか、工業団地及び流通団地への優良企業の誘致も積極的に実施している。農業については、恒久的に市民の食生活を支える重要産業と位置づけ、平成17年4月に農業振興の基本となる「東御市農業基本条例」を制定した。これにより、生産基盤及び農業従事者の確保を図りつつ、生産者と消費者、農家と都市住民との様々な交流を生み育てる場として、「農」の持つ多面的機能を生かしながら、新たな成長への基盤をつくる取組みを実施している。

### (5) 地域づくり

東御市は、平成16年4月1日に小県郡旧東部町と北佐久郡旧北御牧村が合併して発足した。 「さわやかな風と出会いの元気発信都市」を基本理念に、自然の恵みを生かした農業、地域資源を活用した観光、まちに活気をもたらす商工業などバランスのとれた産業振興を図るとともに、生涯学習、保健・医療・福祉の充実を推し進め、人と人とが出会い、新しい地域像や価値観を創造し発信する都市を目指している。

基本理念の実現に向けては、「自然と共生したまちづくり」「一人ひとりを尊重するまちづくり」「市民と行政の協働のまちづくり」を基本方針に据え、これまでも先進的に取組んできた住民主体のまちづくりを継承していく。

#### (6) 規制の特例措置を講じる必要性

東御市(旧東部町)は、全国に先駆けて巨峰の産地作りを進め、平成18年には巨峰導入50周年を迎えた。長年培った高い生産技術と恵まれた地理的、気候的条件等から、「とうぶの巨峰」ブランドは今でも高い評価を得ており、巨峰のほかにもりんご、桃の果樹産地が形成されている。一方で、旧来の特産品のみに偏った生産構造では、昨今の消費者ニーズの多様化等に十分な対応ができないことから、新品種の導入やぶどうの無核化の推進を図っている。

その一環として、加工用ぶどうの作付けが拡大する中、生産者自らがワインの製造、販売を 行うことで新たな経営の発展を図り、ブティックワイナリーを核とした地域農業の振興に繋げ ようとする動きが、農業者の間に生まれつつある。

この意欲的な農業者の取組みを支援し、新たな特産品と地域ブランドの創出及びそれに伴う 地域農業の振興を実現するためには、規制の特例措置を活用して、初期投資の少ない小規模な 施設で酒類の製造、販売が可能となるような条件整備を図る必要がある。

#### 5 構造改革特別区域計画の意義

東御市には現在、自家生産を行っているワイナリーが1箇所ある。果樹生産に恵まれた条件が

整っていることから、高品質なワイン用ぶどうが生産されており、これを用いて醸造されるワインも秀逸である。規制の特例措置の活用により、ワイン製造に参入しやすくすることで、ブティックワイナリーが増加し、それぞれが連携しながらも個性あるワインづくりを行うことで、新たなワイン産地が形成される。

また、地域内で生産されたりんご等の特産果実を用いた果実酒及びリキュールの製造も可能となることで、これらの生食用以外への用途幅が広がるとともに高付加価値化が図られ、農業収入の増加及び産地強化が見込まれる。

#### 6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することで、地域の特産果実を用いた果実酒及びリキュールの製造が比較的小規模な施設からでも可能となる。これにより、自家製ワイン等の製造、販売による経営改善を目指す農業者が酒類製造に参入しやすくなり、新たな農業経営の発展が見込まれる。

高品質な果樹産地の条件を十分に生かしつつ、特定事業者がそれぞれの独自性を発揮できるワイン産地としての地位を確立することで、果樹の生産振興、就農者の確保及び農地の利用増進等による地域農業の振興を図り、もって全市的な地域経済の活性化を図ることを目標とする。

# 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

## (1) 新たな特産品と地域ブランドの創出

東御市は、今後「新たなワイン産地となり得る地域」としてワイン関係者も関心を寄せており、ワインの生産者及び生産量が増加することで、東御市の特産品としての認知度も高まる。また、複数の生産者がそれぞれ特色ある果実酒を製造することで消費者の多様なニーズにも応えることが可能となり、それらを総称するものとして果実酒の産地・東御市が確立される。

また、リキュール製造も行うことにより、本市特産物の多様な酒を提供することができ、地域ブランドのさらなる充実を図ることができる。

## 【特産酒類の製造に関する目標】

区分	平成 19 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
特産酒類製造事業者数	_	3件	5件
特産酒類製造量	_	7 kl	1 5 kl

## (2) 果樹産地の再構築による農業振興

生食用と比較して省力栽培が可能な加工用ぶどうの生産が拡大することで、経営の多角化及 び規模拡大等、農家の経営改善が図られる。また、ぶどう以外の果樹も果実酒の原材料に用い ることで、規格外品の有効利用が可能になるとともに、高付加価値化による農業収益の増加が 見込まれる。

#### (3) 担い手の確保及び農地の利用増進

特定事業への参入希望者及び新規就農希望者を呼び込むことで、将来の地域農業の担い手が確保される。これに伴い、後継者不足が見込まれる樹園地のスムーズな経営継承による遊休化防止及び、耕作放棄地を復旧・活用した農業への参入等、農地の利用増進が図られる。

# (4) 交流人口の増加等による地域の活性化

ワイン用ぶどうの栽培体験やワインの仕込み体験等の実施により、グリーンツーリズム事業 に新メニューが加わり、都市農村交流の拡大が図られる。また、地域の観光ルートに特定事業 者のワイナリーを組み込むことで、新たな客層の誘致が図られる。

これらの効果をより高めるため、農業と他産業との連携強化を推進する。

## 【交流人口に関する目標】

項目	現状値(平成 19 年度)	目標値(平成 25 年度)
農業体験受入数	150 人	800 人
観光客数	94.0 万人	94.5 万人

#### (5) その他の波及効果

ブティックワイナリーにおいては、醸造施設の他に販売施設及び農家レストランの一体的な整備、若しくは飲食業者の進出等が考えられることから、他の農業者及び異種業者と連携した 地場農産物の直売及び食材の供給等が活発化し、地産池消が促進される。

#### 8 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

# 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

## (1) 東御市農業基本条例に基づく農業振興施策の推進

条例の主題である「水づくり」「土づくり」「ものづくり」「ひとづくり」「地域づくり」を核とした農業及び農村振興施策を推進することにより、ワイン・リキュール作りを側面から支援していく。

# (2) 強い農業づくり交付金事業

農産物加工処理施設に対する交付金により、地域農業者連携によるブティックワイナリーの 整備を支援する。

# (3) 安全・安心な農産物の生産

消費者ニーズに応えられる安全・安心・高品質な農産物を安定して供給できる生産体制を構築するため、エコファーマー制度の普及と認定を促進し、減農薬、減化学肥料による生産の拡大を図る。さらに、より高度な取組みとして、GAP(農業生産工程管理)及び長野県原産地呼称管理制度についても普及促進を図り、実践農業者を拡大する。

【安全・安心・高品質な農業生産に関する目標】

	区分	平成 19 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
エコフ	アーマー認定農業者数	8 4	1 0 0	1 3 0
	うち果樹	2 4	3 0	3 5

GAP	導入農業者数	0	4	8
	うち果樹	0	1	3
長野県	原産地呼称管理認定事業者数	5	9	1 2
	うちワイン	1	3	4

## (4) 担い手の確保、育成及び経営基盤の強化

東御市農業農村支援センターを核に、関係機関が連携して、新規就農者及び農業後継者等の確保、育成を図る。特に、I・Uターンの新規就農希望者については、就農相談から始まり新規就農者としての受入れ、就農トレーニングセンター及び農業里親農家の下での研修、独立のための生産基盤の確保、経営改善指導及び認定農業者への誘導までを総合的に支援し、将来の地域農業の担い手を育てる。また、認定農業者等担い手に対しては、その経営改善に必要な支援を行う。

#### (5) 農地流動化支援・耕作放棄地の解消

農地相談会を実施し、農地貸借契約等の支援を行うとともに、既存農家の耕作放棄地の復旧 支援を行い、耕作放棄地の解消に努める。これらの事業により、生食用と比較して省力栽培が 可能な加工用ぶどうの生産が拡大し、特産酒類用果実の供給確保につながる。

# (6) グリーンツーリズム事業の推進

東御市グリーンツーリズム推進協議会が主体となって都市農村交流を促進し、都市住民に農業体験の場を提供することで、農業及び農村への理解を促進するとともに、国内農産物の消費拡大及び自給率向上を図る。特に、友好提携都市である東京都大田区との交流に関しては、大田区休養村を拠点として、児童生徒から大人まで多くの区民が交流に参加できる体制を整え、東御市を広く認知してもらうことで、地域の農産物の需要拡大につなげる。

これらの推進により、観光農園や農家民宿等の新たな経営展開の可能性が広がるとともに、他産業と連携した地域の活性化も期待できる。

## (7) 担い手組織活動

担い手組織(東御市認定農業者の会)においては、農業者間の情報交換など、営農類型をまたいだ連携を行い、農業者、地域住民及び都市住民との交流拡大を図っていく。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施 主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

# 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物(ぶどう・りんご・ブルーベリー・かりん)を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者。

#### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

# 4 特定事業の内容

- (1) 事業に関与する主体 上記2に記載した者で、酒類製造免許を受けた者
- (2) 事業が行われる区域 東御市の全域
- (3) 事業の実施期間

上記2に記載した者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

# 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当市が指定する地域の特産物であるぶどう・りんご・ブルーベリー・かりんを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準 (6キロリットル)が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大 等地域農業の振興が図られるとともに、地域住民及び異種業者、都市住民等との連携、交流の拡 大による地域の活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告 納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。